

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会（第1回）
議事次第

- 1 日時 平成25年9月25日（水）10:00～12:00
- 2 場所 文部科学省 生涯学習政策局会議室（東館9階）
- 3 議題 「家庭教育支援チームの現状と課題について」
- 4 議事次第
 - (1) 趣旨説明
 - (2) これまでの文部科学省の施策等について
 - (3) 討議
- 5 配付資料
 - 資料1 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会設置要綱
 - 資料2 検討委員会 委員一覧
 - 資料3 検討委員会スケジュール（案）
 - 資料4 検討委員会の検討内容の公開について（案）
 - 資料5 家庭教育支援チームの現状と課題について
 - 資料6 主な論点（案）

参考資料

机上配布

 - ・報告書 つながりが創る豊かな家庭教育
 - ・教育振興基本計画
 - ・パンフレット

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会設置要綱

平成 25 年 9 月 19 日

生涯学習政策局長決定

1 趣旨

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭の孤立化等が指摘されるなど、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、文部科学省では、平成 20 年度より、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核として、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会の確保が難しい保護者への支援手法の開発を行ってきたところである。

現在、家庭教育支援チームについては、多くの地域で組織化され、家庭教育支援に関する活動を行っているが、今後、家庭教育支援チームによる支援をさらに普及し、より効果的な取り組みを促進するため、今後、文部科学省に検討会を立ち上げ、現在活動している家庭教育支援チームの現状を把握・分析し、家庭教育支援チームの組織化、効果的な取り組みを行うための知見・ノウハウについて検討することとする。

2 検討内容

- (1) 家庭教育支援チームをめぐる社会の動向や課題の整理
- (2) 家庭教育支援チームの組織化及び活動の在り方に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項

3 実施方法

検討委員会における委員は各分野の専門家等で構成し、2に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じて、委員以外の者の協力を得ることができる。

4 実施期間

平成 25 年 9 月 25 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

5 その他

- (1) 委員会の庶務は、生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会
委員一覧

- 相 川 良 子 NPO法人ピアサポートネットしづや理事長
- 川 口 厚 之 湯浅町教育委員会副次長・指導主事
- 菊 池 ま り 千葉市家庭教育支援チーム「こもんず」代表
- 西 郷 泰 之 大正大学人間学部人間環境学科教授
- 鈴 木 みゆき 和洋女子大学人文学群心理・社会学類人間発達学専修
こども発達支援コース教授
- 松 浦 善 満 和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター教授
- 松 田 恵 示 東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授・学長補佐
- 水 野 達 朗 一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ
代表理事
- 向 井 説 行 泉大津市教育委員会事務局教育部指導課長
- 山 野 則 子 大阪府立大学人間社会学部・人間社会学研究科教授

(五十音順)

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会スケジュール（案）

9月25日（水） 第1回 検討委員会
審議内容：家庭教育支援チームの現状と課題について

11月下旬～12月上旬
第2回 検討委員会
審議内容：家庭教育支援チームの組織化、活動について

1月下旬
第3回 検討委員会
審議内容：家庭教育支援チームの組織化、活動について
まとめ（案）の審議

2月下旬
第4回 検討委員会
審議内容：※まとめ（案）の審議

※第4回の開催については、審議の進捗に応じて実施

平成25年9月 日
家庭教育支援チームの在り方
に関する検討委員会決定

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会
の検討内容の公開について（案）

記

1. 議事の公開

本検討委員会の議事については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 議事要旨の公開

本検討委員会の議事要旨を作成し、公開するものとする。

3. 会議資料の公開

会議資料については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討委員会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。

家庭教育支援チームにおける 現状と課題について



目次

1. 家庭教育をめぐる主な動き	
(1)教育基本法の改正(平成18年12月).....	2
(2)教育振興基本計画(平成20年7月).....	2
(3)家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書.....	3
(4)第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定).....	4
2. 家庭教育支援に関する国のこれまでの施策の経緯	
(1)家庭教育に関する学習機会.....	7
(2)家庭教育に関する情報提供.....	8
(3)家庭教育に関する相談対応.....	9
(4)親の交流の場の提供.....	9
3. 各自治体における家庭教育支援の取組の現状について	
(1)家庭教育支援施策の体制・実施状況.....	11
(2)家庭教育支援に関する学習機会の提供.....	14
(3)家庭教育支援に関する個別相談業務.....	15
4. 家庭教育支援に関する人材養成の取組の現状について	
(1)家庭教育支援に関する人材養成.....	17
(2)家庭教育支援に関する人材不足.....	18
(3)家庭教育支援人材の養成事例.....	19
5. 家庭教育支援チームの動向と課題	
I 家庭教育支援チーム創設の経緯	
(1)「地域における家庭教育支援基盤形成事業」(平成20年度).....	23
(2)「訪問型家庭教育相談体制充実事業」(平成21年度).....	24
(3)「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」.....	24
(平成22年度～現在)	
II 家庭教育支援チームの現状	
(1)家庭教育支援チームの登録制度について.....	25
(2)家庭教育支援チームイメージ図.....	26
(3)平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する.....	30
調査研究	
6. 関係機関の取組	
(1)学校における取組.....	39
(2)母子保健・福祉部局におけるアウトリーチ支援の主な取組.....	41
(3)福祉部局における取組.....	42
(4)他組織との効果的な取組・連携.....	45
(5)少1児童の不適応状況の発生予防に効果的な対応策.....	48
(6)関係機関の連携による家庭教育支援の推進等に関する通知.....	49
7. 生活習慣と子どもの不登校・中途退学問題について	
(1)全児童、生徒に占める不登校の比率.....	51
(2)不登校生徒に関する追跡調査(文部科学省).....	53
(3)都立高校中途退学者等追跡調査(東京都教育委員会).....	59
(4)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進.....	60

1. 家庭教育をめぐる主な動き

1. 家庭教育をめぐる主な動き

- ◎ 教育基本法や社会教育法等の改正により、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容を充実
- ◎ 教育振興基本計画において、「家庭教育支援」を重点施策として位置づけ

(1) 教育基本法の改正(平成18年12月)

…「家庭教育」に関する独立規定の新設

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、**生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。**

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、**保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

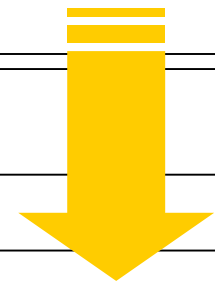
(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 教育振興基本計画(平成20年7月)

…特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置づけ

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。



(3)家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書

「つながりが創る豊かな家庭教育 ～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」

○ 報告書(平成24年3月)の概要

<現状と課題>

- 子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子どものかかわり方がわからない
→ **子の誕生から自立までの切れ目のない支援**が必要
- 家庭が孤立化が進み、困難な課題を抱え込み、児童虐待など問題が深刻化
→ 課題を抱える家庭に対して、**届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携**が必要
- 引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい
→ **多様な世代が関わり合う社会**で、子どもの育ちを支えることが必要



現代社会は親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題など、**家庭教育が困難になっている社会との認識が必要** → **地域の取組の活性化が必要**

<基本的な方向性と具体的な方策>

方向性① 親の育ちを応援する

- ・親の育ちを応援する学習プログラムの充実
- ・多様な場を活用した学習機会の提供
- ・将来親になる中高生の子育て理解学習の推進
- ・子どもから大人までの生活習慣づくり

方向性② 家庭のネットワークを広げる

- ・家庭を開き、地域とのつながりをつくる
- ・学校や家庭、地域の連携した活動の促進

方向性③ 支援のネットワークを広げる

- ・地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及
- ・課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組づくり
- ・人材養成と社会全体の子育て理解の促進
- ・保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

(4)第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的な考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。
また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。
さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。
加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。
また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

【成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)】

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

(成果指標)

⑥家庭教育支援の充実

- ・ 全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
- ・ 家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

2. 家庭教育支援に関する国のこれまでの施策の経緯

2. 家庭教育支援に関する国のこれまでの施策の経緯

(1) 家庭教育に関する学習機会

○家庭教育に関する学習機会の国の施策の変遷

○家庭教育学級の補助制度の創設(S39) ※希望する親を対象

→乳幼児学級(S50)→明日の親のための学級(S56)→(S61)働く親のための学級
→(H元)思春期セミナー

○子育て学習の全国展開(H13)補助事業

※多くの親が集まる機会を活用し全ての親を対象

- ・妊娠期子育て講座、就学時健診時子育て講座、思春期子育て講座
- ・明日の親となる中高生の親を対象とした子育て理解講座

○家庭教育支援総合推進事業(H16)委託事業

※ライフステージに応じた学習機会(妊娠期～思春期まで)

○地域における家庭教育支援基盤形成事業(H20)委託事業

※すべての親へのきめ細かな家庭教育支援の展開

- ・家庭教育支援チームの創設、子育て・親育ち講座

○訪問型家庭教育相談体制充実事業

※「訪問型家庭教育支援チーム」により、企業に対して訪問による学習機会の提供

○学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(H22～)補助事業

※チーム機能を活かした相談対応、人材養成、学習機会の取組の普及

(2) 家庭教育に関する情報提供

○家庭教育に関する情報提供における国の施策の変遷

- ・家庭教育テレビ番組「親の目・子の目」放送開始(S45)
- ・家庭教育手帳、ノート(H11)、新家庭教育手帳(H16)

● 家庭教育手帳(ホームページ掲載)

文部科学省では、家庭教育を応援するために様々な情報を提供しています。
また、家庭教育手帳の活用方法を掲載しています。

子育てや親育ちに関する講座をはじめ、子育てサロン、情報誌など、様々な支援にご活用いただけます。

名称	対象
 家庭教育手帳 乳幼児編 ＜ドキドキ子育て＞	就学前の子どもを持つ保護者
 家庭教育手帳 小学生(低学年～中学年)編 ＜ワクワク子育て＞	小学1年～4年生の子どもを持つ保護者
 家庭教育手帳 小学生(高学年)～中学生編 ＜イイイ子育て＞	小学5年生～中学生の子どもを持つ保護者

(3) 家庭教育に関する相談対応

- (i) 家庭教育(幼児期)相談事業に関する補助制度の創設(都道府県)(S47)
 - ・はがき通信、巡回相談、テレビ放送
- (ii) すこやか家庭教育相談(電話相談)(H元)
- (iii) 家庭教育24時間電話相談に関する調査研究(H11)
- (iv) 子育て支援ネットワークの形成(H12)
 - ～子育てサポーター、家庭教育アドバイザーの委嘱
 - ～子育てサポーターリーダーの養成(H16)
- (vii) ITを活用した次世代型家庭教育支援手法の開発(H17)

(4) 親の交流の場の提供

- (i) 家庭教育地域交流事業(新井戸端会議)(S62)
- (ii) 「子育てひろば」の開設(H3)

3. 各自治体における家庭教育支援 の取組の現状について

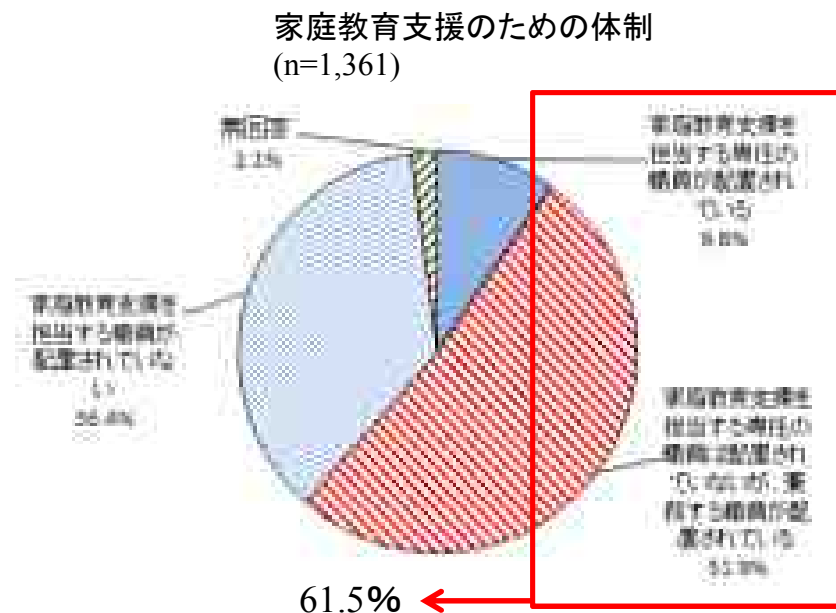
3. 各自治体における家庭教育支援の取組の現状について

「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」

地域における家庭教育支援施策の実態を把握するため、全国の都道府県及び市区町村教育委員会及び家庭教育支援チームへアンケートを実施。(アンケート調査期間 2013年2月21日(木)～3月15日(金))
有効回収数 1,361件(回収率76.1%)

(1) 家庭教育支援施策の体制・実施状況①

■ 各自治体の家庭教育支援のための体制は、家庭教育支援を担当する職員(専任又は兼務)が配置されている割合が61.5%(うち専任は9.6%)なのに対して、担当の職員が配置されていない自治体が36.4%存在する。



(1) 家庭教育支援施策の体制・実施状況②

- 自治体区分別にみると、都道府県では「家庭教育支援を担当する専任の職員が配置されている」割合が、44.7%となっているが、約15%が担当の職員を配置していない。
- 一方で、村においては「家庭教育支援を担当する専任の職員は配置されていない」の割合が、55.4%と最も高くなっている。

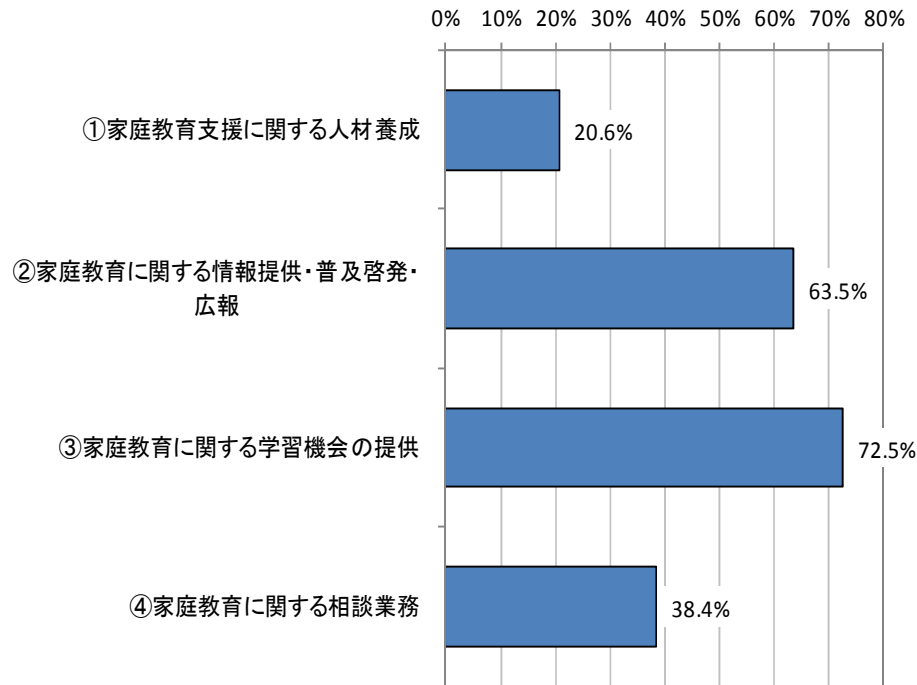
家庭教育支援のための体制

	全体	家庭教育支援を担当する専任の職員が配置されている	家庭教育支援を担当する専任の職員は配置されていないが、兼務する職員が配置されている	家庭教育支援を担当する専任の職員は配置されていない	無回答
全体	1361 (100.0%)	130 (9.6%)	707 (51.9%)	496 (36.4%)	28 (2.1%)
都道府県	47 (100.0%)	21 (44.7%)	18 (38.3%)	7 (14.9%)	1 (2.1%)
政令指定都市	16 (100.0%)	4 (25.0%)	11 (68.8%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)
市町村計	1298 (100.0%)	105 (8.1%)	678 (52.2%)	488 (37.6%)	27 (2.1%)
中核都市	35 (100.0%)	6 (17.1%)	18 (51.4%)	10 (28.6%)	1 (2.9%)
特別区	19 (100.0%)	3 (15.8%)	8 (42.1%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)
市	581 (100.0%)	76 (13.1%)	317 (54.6%)	179 (30.8%)	9 (1.5%)
町	551 (100.0%)	18 (3.3%)	288 (52.3%)	229 (41.6%)	16 (2.9%)
村	112 (100.0%)	2 (1.8%)	47 (42.0%)	62 (55.4%)	1 (0.9%)

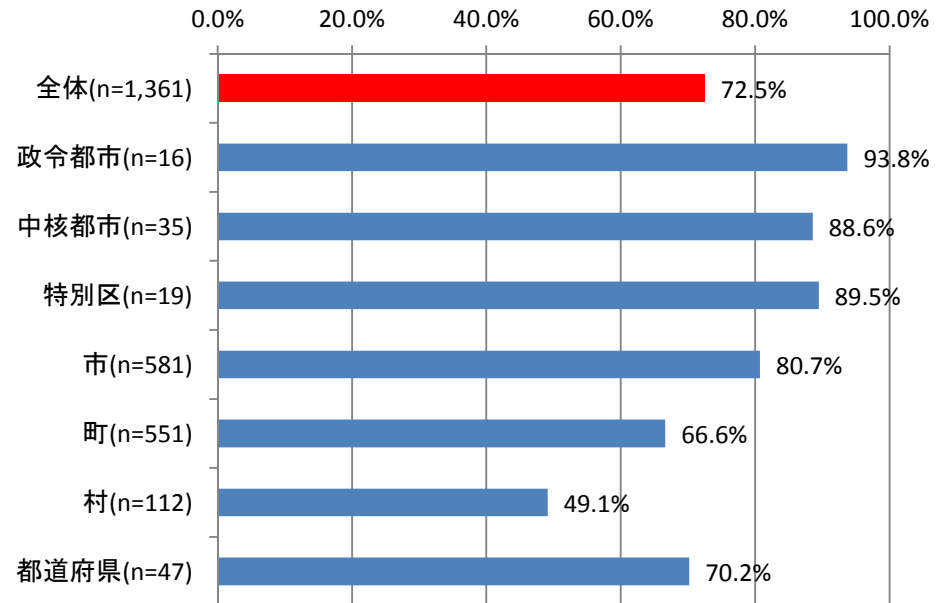
(1) 家庭教育支援施策の体制・実施状況③

■平成24年度の家庭教育支援に関する自治体の取組状況をみると、「家庭教育に関する学習機会の提供」は72.5%の自治体において実施している

家庭教育支援の取組の実施状況(実施している割合)(平成24年度)
(n=1,361)



家庭教育に関する学習機会の提供の実施割合



(2) 家庭教育支援に関する学習機会の提供

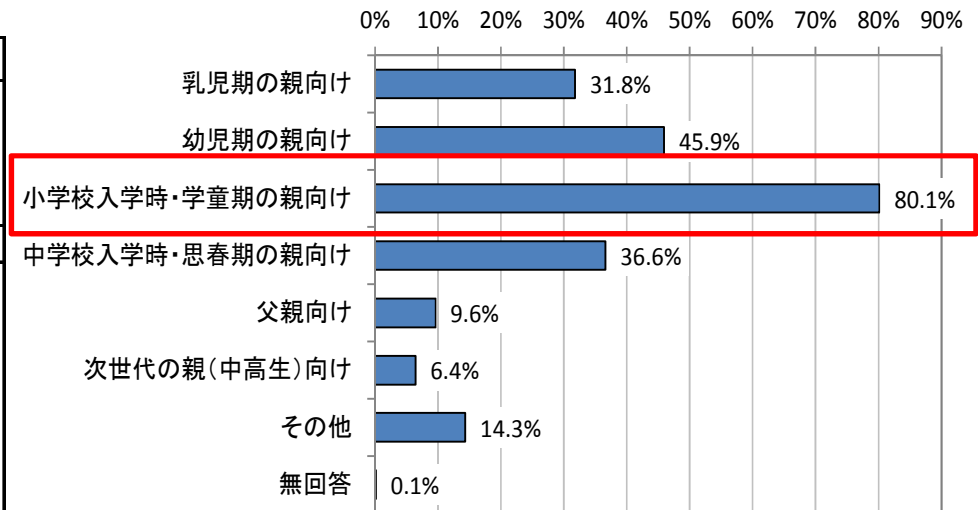
- 「学習機会の提供」の年間の実施回数は平均4.2回となっている(1小学校区あたり)。
- 実施対象は、「小学校入学時・学童期の親向け(80.1%)」の割合が高い。

小学校区あたりの学習機会の提供の平成24年度の年間実施回数
(実施小学校区のみ)

	市区町村の施策のみ		都道府県の施策を含む	
	家庭教育支援に関する学習機会の提供の実施	うち、当該小学校区単独で実施した回数	家庭教育支援に関する学習機会の提供の実施	うち、当該小学校区単独で実施した回数
全体	12.5	4.2	12.3	4.2
政令指定都市	5.2	3.4	5.2	3.3
市区町村計	13.7	4.4	13.5	4.3
中核都市	13.0	4.7	12.9	4.7
特別区	39.1	15.9	39.1	15.9
市	13.0	3.6	12.7	3.6
町	8.8	3.2	8.5	3.2
村	18.1	8.3	17.7	8.2

※上記対象は、家庭教育に関する学習機会の提供を「実施している」小学校区のみ

小学校区あたりの学習機会の提供の実施対象
(実施小学校区のみ)(複数回答:n=12263)

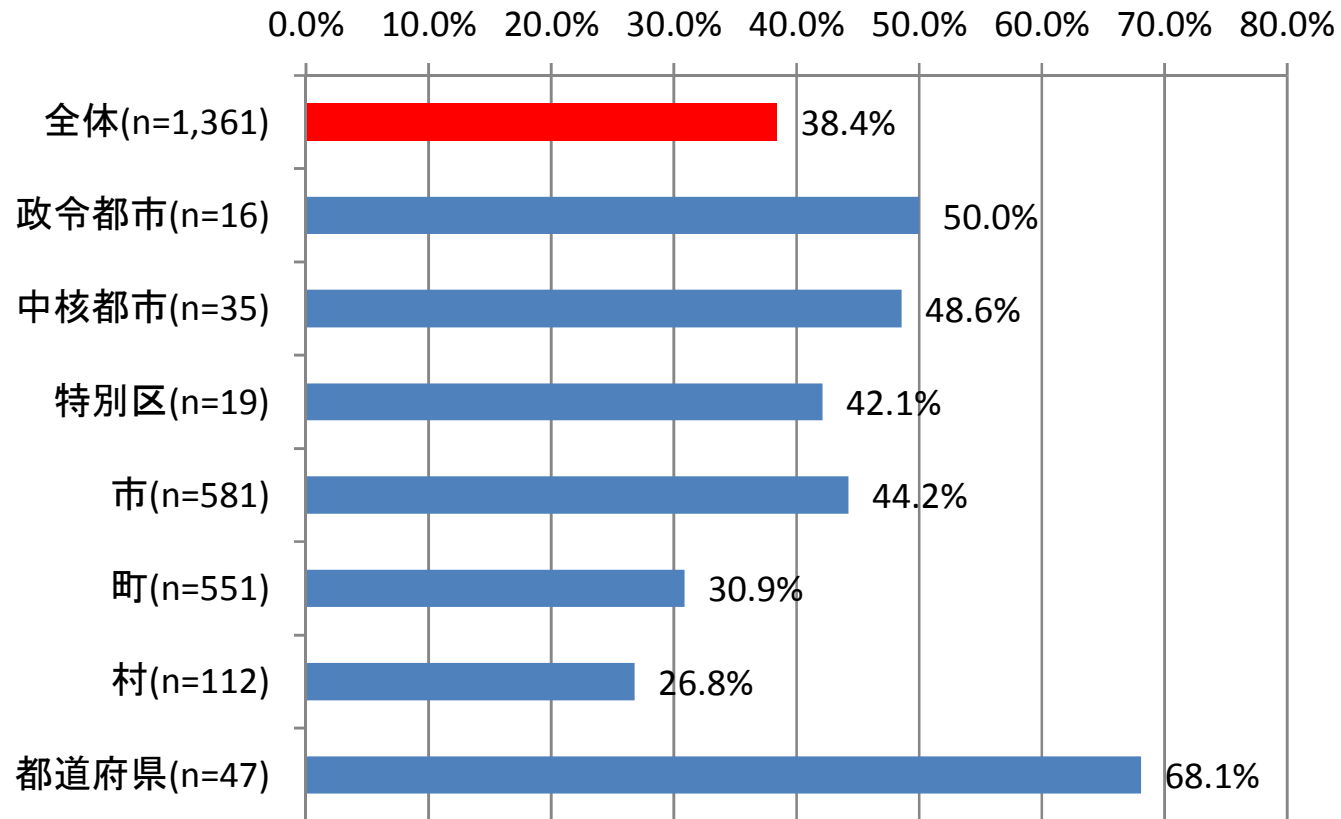


※上記対象は、家庭教育に関する学習機会の提供を「実施している」小学校区のみ

(3) 家庭教育支援に関する個別相談業務

■「家庭教育に関する相談業務」を実施している自治体の割合は、全体で38.4%となっており、都道府県では68.1%、政令指定都市では50.0%と実施割合が高い。

家庭教育に関する相談業務の実施割合



4. 家庭教育支援に関する人材養成 の取組の現状について

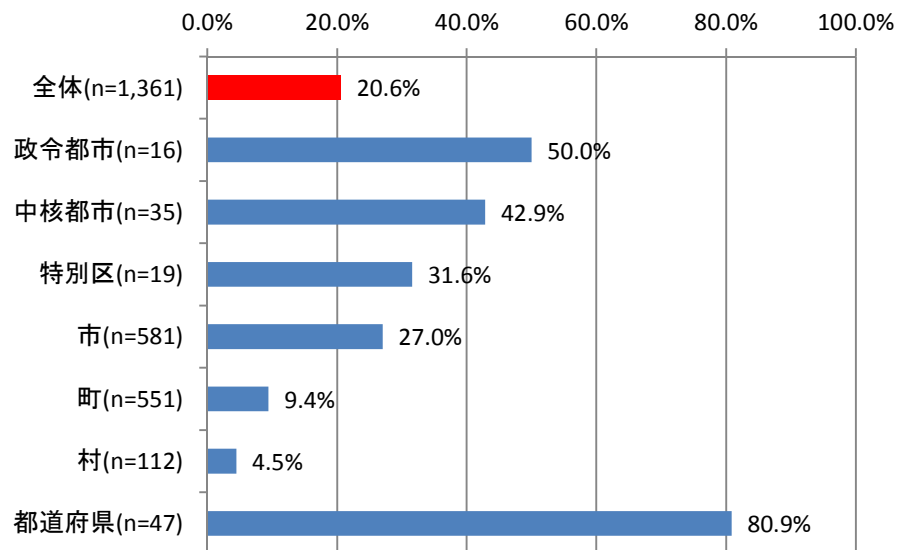
4. 家庭教育支援に関する人材養成の取組の現状について

(1) 家庭教育支援に関する人材養成

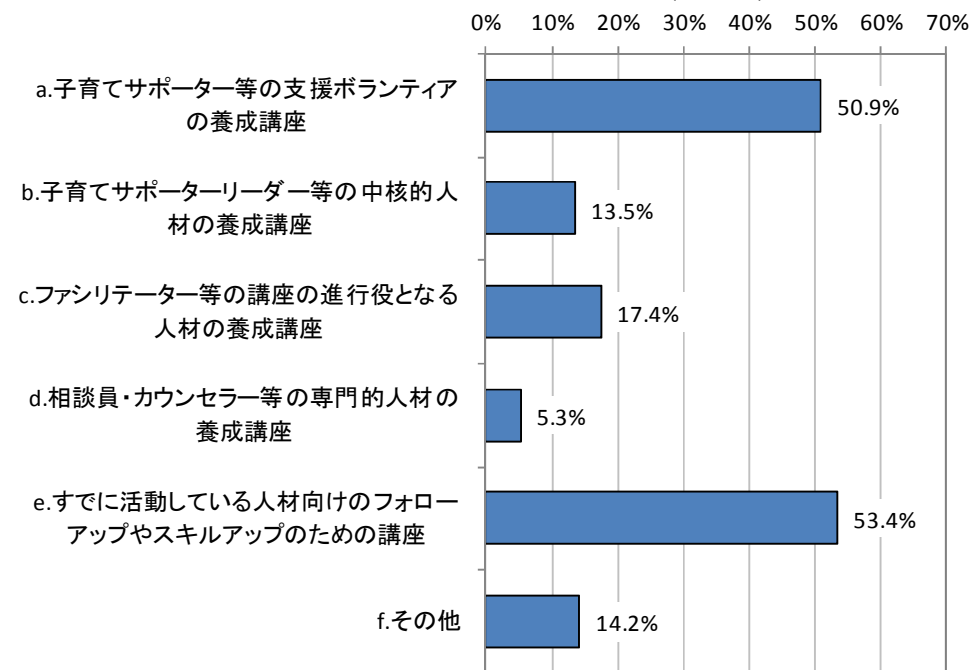
■「家庭教育支援に関する人材養成」を実施している自治体の割合は、全体で20.6%となっており、都道府県では80.9%、政令指定都市では50.0%と実施割合が高い。

■平成24年度の家庭教育支援に関する人材養成のテーマは、「すでに活動している人材向けのフォローアップやスキルアップのための講座(53.4%)」「子育てサポーター等の支援ボランティアの養成講座(50.9%)」の割合が高い。

家庭教育支援に関する人材養成の実施割合



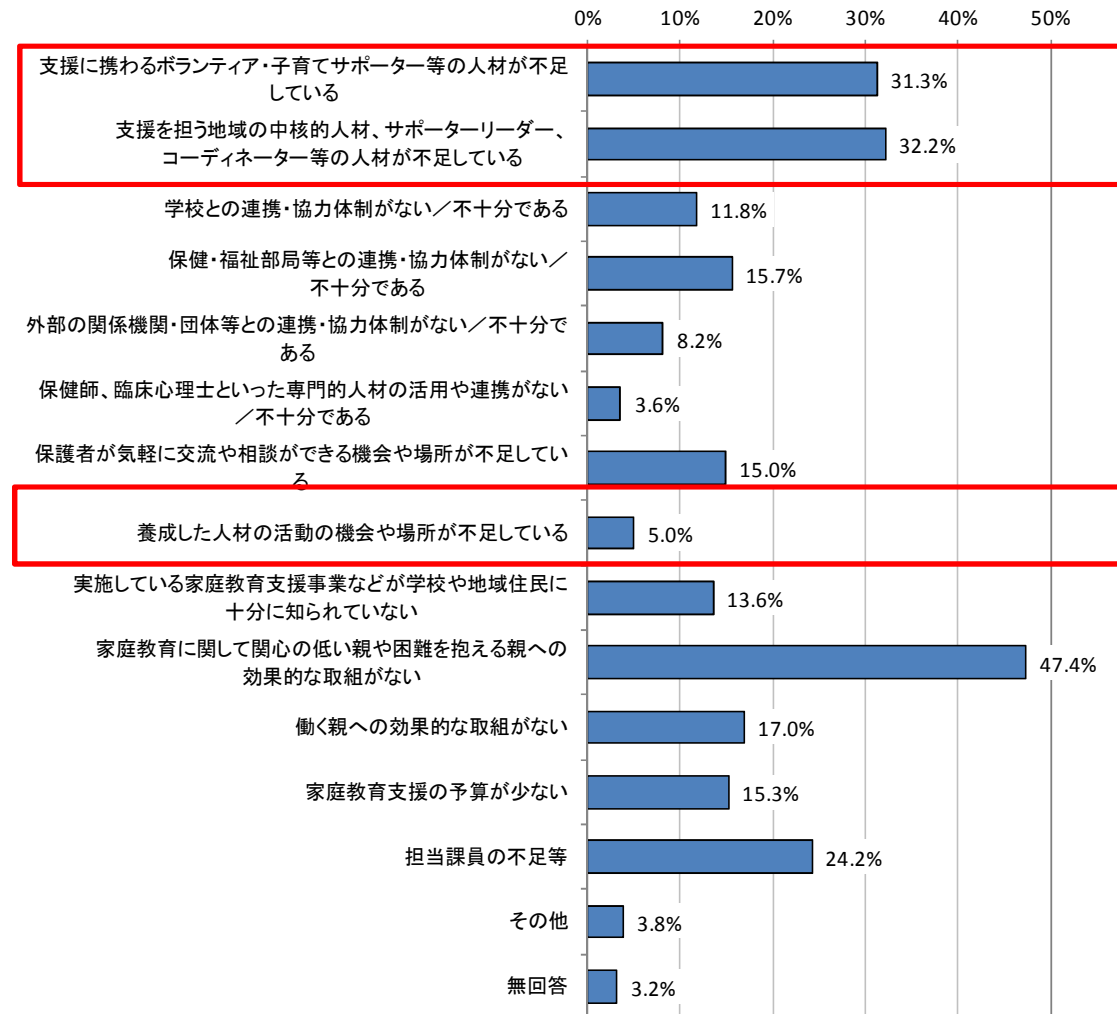
家庭教育支援に関する人材養成のテーマ
(実施自治体のみ)(平成24年度)(n=281)



※上記対象は、家庭教育支援に関する人材養成を「実施している」自治体のみ

(2) 家庭教育支援に関する人材不足

■自治体の課題は、「支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足(32.2%)」「支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足している(31.3%)」の割合が高い。



(3)家庭教育支援人材の養成事例

①千葉県教育委員会の取組

「市町村相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座」

【趣旨】

市町村相談員及び子育てサポーターリーダーの養成を図るため、家庭教育に関する専門的な知識やカウンセリングに関する知識・技術の習得及び資質の向上を図る研修講座を実施し、本県の家庭教育相談体制の一層の実強化を図る。

	第1回	第2回	第3回	第4回
初級講座	相談員としての基礎 1 家庭教育相談員に求められるもの ・相談援助に関わる基礎理論 ・今日社会における相談業務 ・システムとネットワーク 2 相談援助の基礎技法 ・傾聴の実習～「聞く」と「聴く」がここに「効く」～	相談員に必要な相談技法 1 カウンセリングとは ・基本的技法の演習 ・カウンセリングの臨床現場から 2 カウンセリングの演習 ・クライアント中心療法 ・ロールプレイによるカウンセリング演習	心理的アセスメントと発達障害 1 心理的アセスメント ・相談現場に見られる子供の心の問題とその援助 ・心理的アセスメント ・例題を通して理解を深める 2 子供の発達障害 ・注意欠陥多動性障害 ・学習障害 ・自閉症スペクトラム ・その他の障害	家庭教育相談窓口での諸注意と事例研修 1 ケーススタディ ・相談業務上の諸注意 ・ケーススタディ 2 技法のスーパービジョン ・相談員が抱えている悩みのシェアリングケーススタディ
中級講座	臨床心理学と家族療法 1 臨床心理学 ・学校臨床心理学 ・認知療法 2 家族療法 ・システム理論とは ・家族関係の再構造化	行動療法家庭教育相談と倫理・法律 1 行動療法 ・学習理論とは ・技法 2 家庭教育相談と倫理・法律 ・相談業務と倫理 ・法律の基礎知識と主な法律 ・事例から学ぶ	発達心理学と精神医学 1 発達心理学 ・幼児期、児童期、青年期の心の発達 ・発達地縁、心の障害 2 精神医学 ・心の病気 ・心の病気の治療 ・精神障害の判断基準(DSM-IV-TR)	構成的エンカウンター 1 グループエンカウンターの基本 ・グループエンカウンターとは ・自己理解のグループ理解 2 グループエンカウンターの実際 ・エクセサイズ

②山口県教育委員会の取組

「家庭教育アドバイザー養成講座」

修了要件：必修講座4日と選択講座1日以上の出席をもって修了

【趣旨】

子育てに関する相談に応じるとともに、現代的課題にも対応できる家庭教育アドバイザーを養成する講座を実施し、市町における家庭教育支援の充実を図る。

	区 分	講 座 内 容
第1回	必修①	「生涯学習、社会教育の基礎」 ・行政説明「県の社会教育施策」、講義「人権教育の推進について」 ・行政説明「国の社会教育施策」、参加者交流
第2回	選択	「学校・家庭・地域の連携による仕組みづくり」 ・基調講演、事例発表、部会別協議「学校運営協議部会」、「学校支援部会」、「公民館部会」
第3回	必修②	「子どもの発達と課題」 ・講義「気になる子どもの理解と対応」(発達障害)、・講義「子どもの発達と課題」(幼少期)、 ・講義「子どもの発達と課題」(児童期・青年期)
第4回	選択	「ネットワークづくり」 ・現地視察、・講義「地域情報の収集・活用方法とネットワークについて」、 ・演習「ネットワーク診断」
第5回	必修③	「家庭教育支援の実際」 ・講義「子どもを取り巻く現代的課題」(虐待について)、・講義「子どもの病気とけが」、 ・事例発表「地域における家庭教育支援の実際」、・参加者交流
第6回	選択	「コーディネーターの心得」 ・講義・演習「カウンセリングスキル」、・講義「危機管理について」、 ・講義「コーディネーターの心得」、・参加者交流
第7回	必修④	「ファシリテーションスキル」 ・基調講演「家庭教育をとりまく現状と課題」、・講義「家庭の元気応援出前講座プログラム体験」 ・講義・演習「コーディネーターに求められる役割とスキルについて」、・講座の振り返り

③埼玉県行田市教育委員会の取組
「子育てサポーター養成講座」

【趣旨】

地域ぐるみの子育て支援活動に、自らの子育て体験を生かそうといった意志をもつ老若男女が、実践活動(子育てサポーター活動や子育てサロンスタッフなど)を推進するための知識と技量を高める研修講座。また、行田市ファミリー・サポート・センターの会員としての資質を磨く機会

	講 座 内 容
第1回	開講式 開講記念講演「子育て支援、新しい男女共同参画社会に向けて」
第2回	講義「乳幼児期の心身の発達について」
第3回	公開講座 ミュージカル「日本の昔話」より～乳幼児・保護者・地域の方々と共に～
第4回	講義「今こそ、童話の新しさへの期待」
第5回	講義・実技「リズム遊び・手遊びの実技体験」(楽しく学びあうことの大切さ)
第6回	講義・実技「子どもの安全、子どもの救急」
第7回	講義 「食生活と乳幼児の心身の成長発達」 交流会(今後の活動への第一歩) 閉講式